

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

管理番号

163

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06\_環境・衛生

提案事項(事項名)

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画における第二種特定鳥獣管理計画との統合等

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

指定管理鳥獣捕獲等事業交付金の採択要件とされている「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」について、「第二種特定鳥獣管理計画」と統合するなど、規定を見直すこと。

具体的な支障事例

## 【現行制度】

鳥獣保護管理法第7条の2では、生息数が著しく増加し、または生息地の範囲が拡大している鳥獣がある場合、「第二種特定鳥獣管理計画」を策定できると規定されており、当県も同計画を策定し、ニホンジカ及びイノシシの管理を図っている。

また、同法第14条の2により、「第二種特定鳥獣管理計画」に基づく「指定管理鳥獣捕獲等事業」を実施するときは、指定管理鳥獣(ニホンジカ・イノシシ)の種類ごとに「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」を定めるとされ、当県では、ニホンジカに関して同計画を策定している。なお、「指定管理鳥獣捕獲等事業交付金」の採択要件として、同交付金実施要綱で「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を既に策定していること」と規定されている。

両計画の一般的な違いとして、実施期間について、基本指針により「第二種特定鳥獣管理計画」は原則として3～5年間程度とされている一方、「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」は、原則として1年以内と規定されている。このため、「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」については、毎年度策定する必要がある。

## 【支障事例】

上記のとおり、「第二種特定鳥獣管理計画」とは別に、毎年度、「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」を策定する必要があり、過大な負担が生じている。具体的には、毎年度の計画案の策定、利害関係人(林野庁や猟友会等)からの意見聴取、関係地方公共団体との協議を実施することが義務付けられている。また、鳥獣の管理を図るための計画として、管理計画と実施計画が存在するため、計画体系としても分かりづらい。

## 【懸念の解消策】

「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」を策定している場合は、当然に当該指定管理鳥獣に関する「第二種特定鳥獣管理計画」を策定していることから、別に実施計画を定めなくとも管理計画で同内容を規定することは可能と考える。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

鳥獣の管理を図るために策定する管理計画及び実施計画が一本化され、計画体系が分かりやすく整理される。また、毎年度、実施計画を策定する必要がなくなり、行政の合理化も図られる。

根拠法令等

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2、第14条の2

指定管理鳥獣捕獲等事業交付金実施要綱、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

秋田県、茨城県、京都府、高知県

○直近の被害発生状況や生息数などにより、実施の判断や対象区域の見直しなどが必要なこともあるため、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を毎年度定めるかどうかについては、各県等の実情に応じて柔軟な対応が可能な形が望ましい。

○当県においても、ニホンジカについて指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を策定しており、1種だけでも策定にかかる事務は大きな負担となっている。

#### 各府省からの第1次回答

ニホンジカ及びイノシシについては、個体数及び捕獲頭数が年によって変動し、当初設定した捕獲目標を達成できない場合もあり、計画的な管理を進めるためには、捕獲実績を基に次年度の捕獲目標頭数を見直すなど、順応的な見直しが重要となる。このため、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画では、指定管理鳥獣の生息状況及び捕獲数を把握するとともに、個体数推定及びそれを基にした可能な限りの将来予測を行い、次年度の捕獲目標頭数を設定するなど、科学的知見を踏まえながら幅広い関係者の合意を図りつつ捕獲等の目標及び同事業の内容を定めることとしている。

以上のようなことから、鳥獣保護管理法第3条に基づく「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（平成28年環境省告示100号）」では、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間を原則として1年以内としているが、同基本指針では、「実施期間については、対象鳥獣の生態や地域の実情等に応じて適切な期間を設定し、必要に応じて年度をまたぐことや1年を超えることも想定される。また、原則として第二種特定鳥獣管理計画の計画期間内で設定する。」こととされており、現行制度においても、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の実施期間は、都道府県の判断により、第二種特定鳥獣管理計画の計画期間内で設定することが可能である。

また、現行制度では、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画において定めることされている事項を第二種特定鳥獣管理計画において定めることは妨げておらず、都道府県において、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の目的を達成することが可能と判断されるのであれば、現行制度においても、第二種特定鳥獣管理計画と指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を統合して定めることは可能である。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現行規定により対応可能である旨の回答をいただいたが、以下により、対応できないと考える。  
実施計画の期間について、平成29年の国通知で1年を「一定程度」超える計画を策定出来るとされているが、同通知では1年を超える計画の事例が具体的に示され、本事例に該当しない場合は国へ相談することが求められており、都道府県の判断で期間を設定することが可能であると解釈することは困難と考える。  
両計画の統合については、現行制度においても、実施計画で定めることとされている事項については、特定計画においても当然に定めていることから、期間の齟齬が無いのであれば特定計画で実施計画の目的を達成することは可能であり、別に法で実施計画の策定に関する規定を設ける理由がない。  
また、両計画を統合して定めることが可能との回答については、法で、実施計画の策定が義務付けられている以上、特定計画とは別に、指定管理鳥獣ごとの実施計画を策定しなければならないことには変わりはなく、実質的な意味での統合ではなく、別々の計画が併存しているだけである。  
指定管理鳥獣の生息個体数及び捕獲頭数が年度によって変動し、捕獲目標頭数を見直す必要がある年度があることは理解するが、その場合でも毎年度実施計画を策定する必要性に乏しく、関係者の合意を図った上で特定計画を変更出来ることが担保されれば、法の目的は達成出来ると思う。  
また、指定管理鳥獣の順応的な管理を行うために、両計画を統合できるとしても、複数の計画を策定しなければならないことは事務負担の過大となり、順応的な管理のために計画を変更しなければならない事由が生じた場合は、中期計画である特定計画を必要に応じて変更していく方が、より順応的な管理が可能であると思う。  
捕獲目標を達成せずに漫然と計画を変えない都道府県に対しては、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金の実績報告をもとに、個別に当該団体に対して、しかるべき技術的な助言等を行えば足りるのであって、すべての都道府県に毎年度の計画を義務付けるのは、合理的ではない。

以上により、実施計画に関する規定を廃止し、特定計画において指定管理鳥獣捕獲等事業を実施すると位置付けるよう、規定を見直していただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 地方六団体からの意見

##### 【全国知事会】

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画及び第二種特定鳥獣管理計画を一体的に策定することが可能である旨を法令で明確に規定すること。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去10年間で約1.5倍に増加するなど、国会や全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたい。

○「第二種特定鳥獣管理計画」と「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」について、一次回答において統合が可能であることをお示しいただいたが、その旨法令上明記すべきではないか。

#### 各府省からの第2次回答

第二種特定鳥獣管理計画（以下「特定計画」という。）は、シカやイノシシ等の獣種ごとに、その生息数の減少や生息域の範囲の縮小を目的として、生息状況等の調査等を行った上で、都道府県や市町村等が行う計画的な捕獲に係る目標や狩猟に係る規制緩和等を定めた、概ね3～5年間の中長期的な期間で定める総合的な管理計画である。

一方、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（以下「実施計画」という。）は、特定計画の捕獲目標を達成するため、都道府県が行う捕獲の具体的な計画であり、前年度の捕獲実績を検証し、PDCAサイクルを回しながら、機動的、効果的な捕獲となるように原則として1年ごとに見直しを行う計画である。よって、両計画は、期間、目的、内容等も異なっている。

特に、ニホンジカやイノシシ等は、自然増加率が高く、環境変化により生息頭数の年変動も大きいという特徴を有する。そのため、都道府県においては、特定計画の目標達成に向けて専門家などの科学的知見を踏まえ、1年ごと等の一定のサイクルで目標の達成状況を評価、検証し、実施計画の見直しや修正を行うことが必要である。このように効果的な捕獲等を行うために両計画が役割分担して互いに補完しながら機能していることから、実施計画の規定を廃止することはできない。

なお、提案団体からご指摘の平成29年の通知については、「地方からの提案等に関する対応方針（平成28年12月20日閣議決定）」を踏まえ、必要に応じて年度をまたぐ計画や1年を一定程度超える計画が策定可能であることを都道府県に示したものであるが、本通知も上記のように実施計画の短期的な見直しの必要性を前提としている。

ただし、計画的な個体群管理を行っている都道府県において、PDCAサイクルを回し、必要な見直しを行うことを前提にするならば、現行制度においても、特定計画と実施計画をまとめて定めることは可能と考えている。

今後、都道府県の事務負担をより一層軽減するため、指定管理鳥獣捕獲等事業に係る計画の様式の簡略化、記載事項の省力化に努めていきたい。

なお、ご提案のように、他の関連する計画の一部に組み込むことができる旨を法令上明記することについては、提案募集検討専門部会における一次ヒアリングにおいて、委員からの「地方分権一括法でやっていただければよい」とのご発言があったことを踏まえ、地方分権一括法による措置が法制上可能かどうか、内閣府地方分権改革推進室で検討中と承知しており、状況を注視してまいりたい。

#### 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

##### 5【環境省】

(13)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88)

(i)第二種特定鳥獣管理計画(7条の2第1項。以下この事項において「管理計画」という。)については、以下のとおりとする。

・指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画(14条の2第1項。以下この事項において「実施計画」という。)

管理計画は、一定の条件を満たす場合には、一体のものとして策定し、都道府県がその実情に応じて管理計画の計画期間内で実施計画の計画期間を設定することも可能であることを明確化し、都道府県に通知する。

[措置済み(令和3年12月10日付け環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室事務連絡)]

(ii) 指定管理鳥獣捕獲等事業に関する計画については、都道府県の事務負担を軽減するため、様式の簡略化や記載事項の省力化を検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。